平成２０年（フ）第１９０号
福島県会津若松市南町２番36号
破産者　浩信商事株式会社
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
千葉県銚子市芦崎町928番地１
破産者　シーブイエス銚子芦崎有限会社
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２５号
横浜市旭区本村町94番地３
破産者　有限会社ロムルス
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６３号
横浜市緑区中山町907番地３オーベルヒルズ中山501号
破産者　有限会社メリーオートガレージ
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９１号
神奈川県三浦市晴海町16番３号
破産者　株式会社神福
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２３６号
横浜市泉区下飯田町928番地の10
破産者　株式会社ソルト
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１号
長野市大字穂保492番地18
破産者　日本化学株式会社
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４号
長野県茅野市宮川8704番地１
破産者　有限会社シルバー精工
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１０３号
岐阜市中鵜３丁目108番地３
破産者　村田祐美子（旧姓松岡）
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１０１号
愛知県蒲郡市神明町12番21号
破産者　コンタツ合資会社
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第７４号
滋賀県東近江市東沖野３丁目10番７号
破産者　有限会社ミツフク
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第１８０号
鹿児島県伊佐市大口大田2332番地512
破産者　有限会社宝満建設
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２０年（フ）第７４９号
東京都八王子市椚田町538番地の１
破産者　有限会社菓子の実
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第７５０号
東京都八王子市大楽寺町501番地１ウッドストーンⅢ101号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市椚田町538番地１
破産者　川畑　孝盛
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第７５１号
東京都八王子市大楽寺町501番地１ウッドストーンⅢ101号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市椚田町538番地１
破産者　川畑　豊子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２６４号
三重県津市大字藤方2268番地、住民票上の住所三重県津市上浜町二丁目226番地
破産者　日野　達哉
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２９号
大阪府大阪市港区波除二丁目12番２号、破産手続開始時の住所三重県鈴鹿市中旭が丘三丁目７番30号
破産者　成田　規子（旧姓澤田）
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２８４１号
札幌市白石区栄通14丁目２番22号
破産者　株式会社タイガー産業
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４２１６号
札幌市東区東苗穂５条３丁目４番28号
破産者　フルカワ・テクノロジィ株式会社
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５７号
福島県白河市中田161番地の１
破産者　福島電設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第１０４号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字南町210番地
破産者　有限会社さわ田
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係